

「フルハーネス型墜落制止用器具使用業務」 特別教育のご案内

主催：一般社団法人半田労働基準協会

半田市宮路町151-32

☎0569-21-4440、fax0569-21-4441

※2019.2.1より義務付け。

厚生労働省は、高所作業における墜落防止対策として、**労働安全衛生規則等の一部改正**を行い、安全帯が墜落制止用器具に変わり、墜落制止用器具は**フルハーネス型**を使用することが原則となります。

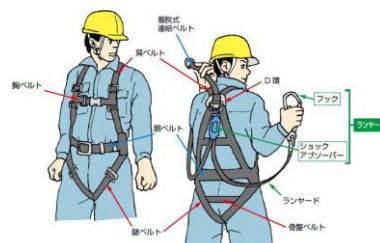
労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条により、「**高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難**なところにおいて、墜落制止用器具のうち**フルハーネス型のものを用いて行う作業**に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く）」に従事する者に対し特別教育を行うべきことが義務付けられ、平成31年2月1日から適用されました。また、着用義務化への完全移行は令和4年1月2日からです。該当する作業がある場合には是非受講されますようご案内申し上げます。

記

1 日時 **9時30分～16時30分** 『日程は年間予定表でご確認ください』

2 会場 アイプラザ半田（半田市東洋町1-8）☎0569-23-2255

3 受講料 会員 10,500円（テキスト代、昼食代、消費税含みます。）
非会員 13,500円（ ” ” ）



4 対象者 高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）に従事される方

修了者には修了証を交付します！

5 講習内容

学 科	I 作業に関する知識	1時間
	II 墜落制止用器具に関する知識	2時間
	III 労働災害の防止に関する知識	1時間
	IV 関係法令	0.5時間
実 技	V 墜落制止用器具の使用手法等	1.5時間
		計 6時間

6 申込方法

- (1) 当協会(☎0569-21-4440)までご連絡下さい。(締切日前でも定員になり次第締め切ります)
- (2) こちらを印刷して2枚目の申込書に必要事項を記入し、当協会(Fax0569-21-4441)までFAXか窓口まで会費を添えてご持参ください。(受付時間：平日9時～12時、13時～16時半)
- (3) 振込ご希望の場合は下記口座までお願いします。(振込手数料は貴社にてご負担ください)
半田信用金庫、住吉町駅西支店(普通) No.0019928 (一社) 半田労働基準協会 宛

7 持ち物

①受講票 ②筆記用具

③フルハーネス型安全帯 ※受講者間の貸し借りは不可

④持参されない場合は、受講ができません。

(注意事項) 一旦納付された受講料は、講習日の7日前までに取消しの手続きを終了された場合を除き返却しません。

【フルハーネス型墜落制止用器具使用業務 特別教育受講申込書】

FAX 0569-21-4441

(月 日) ※ご希望の日程をご記入下さい!

【会員・非会員別】 会員 ・ 非会員

受講番号 (記入不要)	受講者名	フリガナ	生年月日

事業場所在地	〒		
事業場名		電話	
担当者	部署	氏名	FAX

【アイプラザ半田】



駐車場 298台

■アクセス

- ・ JR半田駅から徒歩10分
- ・ 名鉄知多半田駅はら徒歩15分
- ・ 知多半島道路 半田中央ICから20分